

保護者 各位

山梨県立吉田高等学校
校長 古屋 勇人

臨時休業の再度延長について

新型コロナウイルス感染症から生徒を守るため、本校では5月24日（日）まで休業期間を再度延長することとしました。休業期間の再度の延長に伴い本校では教育活動開始を5月25日（月）以降とします。

休業延長にあたっては、生徒・保護者に協力を求める場合が多くなりますが、一層困難な状況が予想される中、自らの安全を守ることはもちろん、社会の一員として「感染しない、感染させない」という考えのもと、自らの行動が社会貢献に繋がるという意識を持つようご家庭でもご指導ください。

休業期間が長期に及んでいることから、生徒の心身の健康に配慮し、下記の点についてご留意くださいますようお願いいたします。

状況は刻々と変化しているところであり、今後の感染の拡大等により、新たな留意事項の提供や、本通知に示す対応を変更することがあり得ることを申し添えます。

(1) 休業中の生活について

- ・休業期間中は基本的に自宅で過ごしてください。
- ・休業中においても検温を行い、Classiでの記録を続け、健康管理につとめてください。発熱等の風邪症状がある場合には学校に連絡してください。
- ・風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。（富士・東部保健所 0555-24-9035）
- ・やむを得ず外出する際には、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避してください。
- ・生徒の健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するための運動機会を確保することは大切と考えており、日常的な運動を安全な環境下で行っていただきたいと考えています。なお、生徒の自主的な活動中の怪我等は、日本スポーツ振興センター法施行規則の補償対象外ですのでご注意ください。

(2) 学習について

- ・休業中の学習については年間計画に基づいて実施する学習範囲を動画やプリント等を活用し、家庭での学習が充実するよう努めております。具体的な内容につきましては各学年より提示します。主体的に学習に取り組み、学校再開時の授業につなげられるようご協力をお願いします。
- ・家庭での学習は今後の定期試験の範囲に含めるとともに、課題への取り組みなどの学習状況や学習成果は、確認のうえ評価に反映させることにしていますのでご家庭におかれましても、丁寧に取り組むようご指導をお願いします。

(3) 部活動について

- ・休業中は、部活動は実施しません。

(4) 学校開放について

- ・休業中の学校開放については、県内の感染防止の観点から実施しません。

(5) 学校再開以降の定期試験や学校行事について

- ・5月25日（月）に教育活動を開始した場合の定期試験の実施時期については、現在見直しを進めているところです。
- ・これまで例年行ってきた学校行事についても大幅な時期変更、規模縮小あるいは、中止も含めて検討しなければならない事態と考えていますが、本校では生徒の授業時間確保を第一に、教育活動全体のバランスを考えて検討を進めておりますのでご理解ください。
- ・今後の状況次第で不透明なことも多々ありますが、現時点では、夏季休業を短縮する などにより授業時数を確保する計画を立てています。夏季休業中にはご家庭での様々なご予定もあろうかと存じますので、できる限り早く、夏休みの期間をお知らせできるように致します。
- ・具体的なことについては、学校教育活動開始以降に改めてお知らせしますのでしばらくお待ちください。